

●給与上手くんα ProII / 給与・賞与 Version 12.101

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 退職所得課税の改正

➤ 改正前の制度の概要

【退職所得の金額】

原則、次のような計算で算出されます。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \ast = \text{退職所得の金額}$$

※勤続年数5年以下の役員等の退職手当等（以下「特定役員退職手当等」）については、「2分の1課税」を適用できません。

【退職所得控除額】

次の表を基に算出されます。

勤続年数 (= A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加えた金額。

➤ 改正の内容

令和4年1月1日以降の短期退職手当等に係る退職所得の金額について、計算方法が変わりました。

【短期退職手当等】

退職手当等のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものに対応する退職手当等。

【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

控除後の金額に応じ、次の表から算出されます。

収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円	収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円
(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2	150万円 + {収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)} ※150万円：300万円以下の部分の退職所得の金額 { }内：300万円超の部分の退職所得の金額

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加えた金額。

- ◆ 給与支払報告書（総括表）
関東タイプ、関西タイプとも帳票に変更がありました。
- ◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理d b【給与計算】（VERSION:12.101）の変更点”を参照してください。

注意

※他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:12.101）の変更点

改正内容

I. 退職所得課税の改正

1) 改正前の制度の概要

【退職所得の金額】

原則、次のような計算で算出されます。

$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 \times = \text{退職所得の金額}$

※勤続年数5年以下の役員等の退職手当等（以下「特定役員退職手当等」）については、「2分の1課税」を適用できません。

【退職所得控除額】

次の表を基に算出されます。

勤続年数 (= A)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × A (80 万円に満たない場合は 80 万円)
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (A - 20 年)

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100 万円を加えた金額。

2) 改正の内容

令和4年1月1日以降の短期退職手当等に係る退職所得の金額について、計算方法が変わりました。

【短期退職手当等】

退職手当等のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものに対応する退職手当等。

【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

控除後の金額に応じ、次の表から算出されます。

収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300 万円	収入金額 - 退職所得控除額 > 300 万円
$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	150 万円 + {収入金額 - (300 万円 + 退職所得控除額)} ※150 万円 : 300 万円以下の部分の退職所得の金額 { } 内 : 300 万円超の部分の退職所得の金額

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100 万円を加えた金額。

II. 給与支払報告書（総括表）（Pro IIのみ）

1) 給与支払報告書（総括表）

① 関東タイプ、関西タイプとも帳票に変更がありました。

● 関東タイプ (令和3年度)

赤枠は
削除され
た項目です。

令和3年度(令和2年分)給与支払報告書(総括表) 2月1日までに提出してください。

送附先 令和3年度 月 日 提出先 長野県 長野市 北区

1 給与支払期間 令和 年 月 日から 月 日まで	10 提出区分	年別分	退職者分
2 給与支払者の 個人番号又は法人番号	11 事業種目	12 事業種目の 必要事項	
3 給与支払者 の氏名	13 提出先市 町村名称	14 受給者 個人番号	
4 (フリガナ)	15 特別徴収 対象者	16 普通徴収 対象者	
5 (フリガナ)	17 普通徴収 対象者	18 普通徴収 対象者	
6 代表者の 職氏名印	19 所轄税務署	20 納入書の送付	要・不要
7 経理責任 者の氏名	21 給与支払 者の氏名		
8 連絡者の 氏名及び氏 名並びに電 話番号			
9 会計事務 者の氏名			

① 通知報告のときは「通知」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ印し、記入してください。
② 「1 給与支払期間」欄には、「18 報告人員の合計」欄で計上された人員に対して給与を支払った期間を記載してください。
③ 「2 給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
④ 「3 給与支払者の氏名及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属、氏名及びその電話番号を記載してください。
⑤ 「4 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を出す場合には、「退職者分」を、その他の場合には「年別分」を〇で囲んでください。
⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給及び毎月20日、毎月15日等と記載してください。
⑦ 「14 受給者個人番号」欄には、1月1日現在において給与を支払う事業所、事業所等から給与等の支払を受けている者の個人番号を記載してください。
⑧ 「15 特別徴収対象者」欄には、1月1日現在において給与を支払う事業所、事業所等から給与等の支払を受けている人員（普通徴収により徴収する者を除く）を記載してください。
⑨ 「16 普通徴収対象者（退職者）」欄には、普通徴収の対象となる人員のうち退職者（押年中に退職された人員及び1月1日現在在職しているが、2月31日までに退職予定の人員）の人員を記載してください。
⑩ 「17 普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、普通徴収の対象となる人員のうち退職者を除いた人員を記載してください。
⑪ 「18 報告人員の合計」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（「15 特別徴収対象者」欄、「16 普通徴収対象者（退職者）」欄、「17 普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計）を記載してください。
⑫ 空欄の欄は記載しないでください。

(令和4年度)

令和4年度(令和3年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

送附先 令和 年 月 日 提出先 北区 長野市 北区

給与支払期間 令和 年 月 日から 月 日まで	提出区分	年別分	退職者分
給与支払者の 個人番号又は法人番号	事業種目	事業種目の 必要事項	
給与支払者 の氏名	提出先市 町村名称	受給者 個人番号	
(フリガナ)	特別徴収 対象者	普通徴収 対象者	
(フリガナ)	普通徴収 対象者	普通徴収 対象者	
代表者の 職氏名印	所轄税務署	納入書の送付	要・不要
経理責任 者の氏名	給与支払 者の氏名		
連絡者の 氏名及び氏 名並びに電 話番号			
会計事務 者の氏名			

① この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の8第1項又は第9項に規定する給与について使用してください。
② 給与を支払う事業者、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を出してください。
「1」 1月1日現在において給与を支払っている者 1月31日まで
「2」 給与を支払っていない者のうち給与の実払を受けたもの 退職した年の翌年の1月31日まで
③ 「事業種目」欄には、提出先の市町村が定める事業種目を記載してください。
④ 「提出区分」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に対して給与を支払った期間を記載してください。
⑤ 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
⑥ 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。
⑦ 「給与支払者の氏名、所属、氏名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属、氏名及びその電話番号を記載してください。
⑧ 「受給者個人番号」欄には、1月1日現在において給与を支払う事業所、事業所等から給与等の支払を受けている者の個人番号を記載してください。
⑨ 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。
⑩ 「普通徴収対象者（退職者）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
⑪ 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
⑫ 「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
⑬ 「給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給及び毎月20日、毎月15日等と記載してください。

● 関西タイプ (令和3年度)

赤枠は
削除され
た項目です。

③ 給与支払報告書(総括表)

令和 年 月 日 提出先 市町村長

給与支払期間 令和(平) 年 月 日から 月 日まで	提出区分	年別分	退職者分
フリガナ	事業種目	事業種目の 必要事項	
給与支払者の 名称又は氏名	受給者個人 番号	提出先市町村 名称	
所轄税務署 の名称及び 電話番号	特別徴収 対象者 (住民税を給与から 差し引く人)	普通徴収 対象者 (住民税を給与から 差し引かない人)	
同上の所在地	計		
特別徴収 対象者の 送付先	計		
給与支払者が 法人である 場合の 代表者の 氏名	住民税を特別徴収 (給与から 差し引く)する 場合、納入書 の送付が必要 かどうか	住民税を特別徴収 (給与から 差し引く)する 場合、納入書 の送付が必要 かどうか	
連絡者の氏名、 所属、氏名 及び電話番号	所轄税務署	税務署	
給与支払者が 法人である 場合の 代表者の 氏名	給与の 支払方法・期日	税務署	
給与支払者の 氏名	特別徴収対象 者の氏名 (所在地)	税務署	
給与支払者の 氏名	普通徴収対象 者の氏名 (所在地)	税務署	

注) 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又は印のいずれか)が必要です。
注) 普通徴収として給与支払報告書を出す場合は、普通徴収切替理由書を使用する等、提出先各市町村の提出方法を確認ください。
注) 宗の欄は、市町村関係入籍です。

(令和4年度)

④ 給与支払報告書(総括表)

提出先 市町村長

提出日 令和 年 月 日	受付印	指定番号 (給与支払者番号)
給与支払期間 令和 年 月 日から 月 日まで	事業種目	事業種目の 必要事項
フリガナ	受給者個人 番号	提出先市町村 名称
給与支払者の 名称又は氏名	特別徴収 対象者 (住民税を給与から 差し引く人)	普通徴収 対象者 (住民税を給与から 差し引かない人)
所轄税務署 の名称及び 電話番号	計	
同上の所在地	計	
特別徴収対象 者の送付先	計	
給与支払者が 法人である 場合の 代表者の 氏名	住民税を特別徴収 (給与から 差し引く)する 場合、納入書 の送付が必要 かどうか	住民税を特別徴収 (給与から 差し引く)する 場合、納入書 の送付が必要 かどうか
連絡者の氏名、 所属、氏名 及び電話番号	所轄税務署	税務署
給与支払者が 法人である 場合の 代表者の 氏名	給与の 支払方法・期日	税務署
給与支払者の 氏名	特別徴収対象 者の氏名 (所在地)	税務署
給与支払者の 氏名	普通徴収対象 者の氏名 (所在地)	税務署

注) 給与支払報告書(個人別明細書)につけて1月31日までに提出してください。
1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。
注) 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその印)が必要です。
注) 普通徴収として給与支払報告書を出す場合は、普通徴収切替理由書を使用する等、提出先各市町村の提出方法を確認ください。
注) 訂正する場合は二重線で抹消してください。
注) 番号記入欄は該当する番号を記入してください。

改良

- 入力画面等を開くと、マスターバージョンアップが行われます。

※ご注意※

改正内容の適用は令和4年1月1日以降ですが、令和3年以前マスターであっても、マスターバージョンアップ後は退職金明細書画面が令和4年改正対応の画面になります。

(入力済みの内容は、変更後の画面の該当する欄に転記されます。)

令和3年以前マスターの場合、短期退職に関する選択肢や入力欄は制御されます。詳細は後述をご参考ください。

I. 給与・賞与/入力・出力

1) 退職金明細書

①改正に対応するため、業務画面を変更しました。

●従来

処理月(納付書集計用)	01月	支給日(納付書集計用)	令和04年01月25日
退職金	10,000,000	控除項目:	所得税 125,072
			道府県民税 88,000
			市区町村税 132,000
支給合計	10,000,000	課税退職所得	2,200,000
		差引支給額	9,654,928
退職区分	普通	勤続年数及び勤続年数に応ずる控除の金額	右の勤続年数に適用された前の退職手当についての勤続年数及び勤続年数に応ずる控除の金額
申告書提出	有り		差引退職所得控除額
入社年月日	平成20年04月01日	自 平成20年04月01日	自
退職年月日	令和04年01月31日	至 令和04年01月31日	至
退職金(一般)	10,000,000	14年	5,600,000
特定役員の有無	無し	役員就任年月日	年
退職金(特定役員)		役員退任年月日	
特定役員等勤続年数		一般勤続期間	重複勤続年数
自		自	自
至		至	至
			特定役員退職所得控除額
			0
支給区分	● 通常支給	○ 追加支給	○ 他から支給(当年中)
今回支給金額	10,000,000	一般退職手当	退職所得控除額 5,600,000
上記以外の退職手当		一般退職所得控除額	課税退職所得金額 2,200,000
上記に対する徴収税額		特定役員退職手当	上記に対する税額 125,072
合計支給額	10,000,000	特定役員退職所得控除額	徴収税額 125,072

●変更後

処理月(納付書集計用)	01月	支給日(納付書集計用)	令和04年01月25日
退職金	10,000,000	控除項目:	所得税 125,072
			道府県民税 88,000
			市区町村税 132,000
支給合計	10,000,000	課税退職所得	2,200,000
		差引支給額	9,654,928
退職区分	普通	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額
申告書提出	有り		
入社年月日	平成20年04月01日	自 平成20年04月01日	自
退職年月日	令和04年01月31日	至 令和04年01月31日	至
退職金(一般)	10,000,000	14年	5,600,000
退職所得の種類	一般退職	短期退職 勤続年数	前の退職手当の勤続年数
支給区分	通常支給	自	自
		至	至
			退職金(短期)
			0
			退職金(特定)
			0
一般・短期 重複年数	一般・特定役員 重複年数	短期・特定役員 重複年数	一般・短期・特定役員 重複年数
自	自	自	自
至	至	至	至
今回支給金額	10,000,000	上記以外手当内訳 一般	退職所得控除額 5,600,000
上記以外の退職手当		短期(300万以下)	課税退職所得金額 2,200,000
上記に対する徴収税額		短期(300万超)	上記に対する税額 125,072
合計支給額	10,000,000	特定役員	徴収税額 125,072

- ・黄色枠内は変更ありません。
- ・赤枠内は、改正により主として変更した部分です。
- ・青枠内は項目に一部変更があります。

※役員就任年月日、役員退任年月日について、今回の改良で削除となっています。

(帳票への出力はしない項目であったため。)

② 「退職所得の種類」を新設しました。

- 従来では一般・特定役員の2種類でしたが、改正により短期の区分が増えたため、特定役員の有無の選択肢を廃止し、代わりに退職所得の種類を設置しました。

退職区分	普通	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額	退職金(一般)	7,000,000
申告書提出	有り	自 平成20年04月01日	自	差引退職控除	5,000,000
入社年月日	平成20年04月01日	至 令和		退職金(短期)	3,000,000
退職年月日	令和04年01月31日	14年		短期退職控除	600,000
退職所得の種類	一般・短期がある場合	退職所得の種類		退職金(特定)	
支給区分	通常支給	一般退職	一般退職	特定退職控除	0
		短期退職	特定役員退職	一般・短期・特定役員 重複年数	
		一般・短期がある場合	一般・短期がある場合	自 令和02年01月01日	至
		一般・特定役員がある場合	一般・特定役員がある場合	03年	
		短期・特定役員がある場合	短期・特定役員がある場合		
		一般・短期・特定役員がある場合	一般・短期・特定役員がある場合		

- 退職所得の種類を選択すると、該当欄が入力可能となります。入社・退職年月日を入力して勤続年数と控除額を算出します。下表は退職所得の種類と、入力可能となる欄です。

退職所得の種類	入力可能な欄
一般退職	一般退職
短期退職	短期退職
特定役員退職	特定役員退職
一般・短期がある場合	一般退職、短期退職、一般・短期 重複年数
一般・特定役員がある場合	一般退職、特定役員退職、一般・特定役員 重複年数
短期・特定役員がある場合	短期退職、特定役員退職、短期・特定役員 重複年数
一般・短期・特定役員がある場合	全ての入力欄

例) 一般・短期がある場合を選択

加算月(納付書集計用)	01月	支給日(納付書集計用)	令	退職金	10,000,000	控除項目:	一般退職	125,072
							市区町村税	88,000
支給合計	10,000,000	課税退職所得	2,200,000	差引支給額	9,654,928			
退職区分	普通	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額	退職金(一般)	7,000,000			
申告書提出	有り	自 平成20年04月01日	自	差引退職控除	5,000,000			
入社年月日	平成20年04月01日	至 令和		退職金(短期)	3,000,000			
退職年月日	令和04年01月31日	14年		短期退職控除	600,000			
退職所得の種類	一般・短期がある場合	短期退職 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	退職金(特定)	0			
支給区分	通常支給	自 令和02年01月01日	自	特定				
		至 令和04年01月31日	至	退職金(特定)	0			
		03年		特定				
		一般・短期 重複年数	一般・特定役員 重複年数	短期・特定役員 重複年数	一般・短期・特定役員 重複年数			
		自 令和02年01月01日	自					
		至 令和04年01月31日	至					
		03年						
今回支給金額	10,000,000	上記以外手当内訳 一般	退職所得控除額	5,600,000				
上記以外の退職手当		短期(300万以下)	課税退職所得金額	2,200,000				
上記に対する徴収税額		短期(300万超)	上記に対する税額	125,072				
合計支給額	10,000,000	特定役員	徴収税額	125,072				

※この例では、特定役員退職欄や特定役員との重複年数欄は、グレーで入力できません。

- 退職所得の種類のうち「短期退職」「一般・短期がある場合」「短期・特定役員がある場合」「一般・短期・特定役員がある場合」は、令和4年以降マスターで、かつ、退職年月日が“令和4年1月1日以降”の退職者のケースのみコンボボックスに表示されます。

退職所得の種類	一般退職	← 退職年月日が令和3年中のケース
	一般退職	
	特定役員退職	
	一般・特定役員がある場合	

③ 「上記以外の退職手当」について、内訳で入力するよう変更しました。

・ 「上記以外の退職手当」は手入力不可となり、内訳の合計金額が表示されます。

● 従来

今回支給金額	10,000,000	一般退職手当	
上記以外の退職手当		一般退職所得控除額	
上記に対する徴収税額		特定役員退職手当	
合計支給額	10,000,000	特定役員退職所得控除額	

● 変更後

今回支給金額	30,000,000	上記以外手当内訳 一般	5,000,000
上記以外の退職手当	8,000,000	短期(300万以下)	3,000,000
上記に対する徴収税額	104,652	短期(300万超)	
合計支給額	38,000,000	特定役員	

合計

④ 「一般退職手当」～「特定役員退職所得控除額」を、一般、特定役員に関する項目内に移動しました。

● 従来

今回支給金額	20,000,000	一般退職手当	10,000,000	退職所得控除額	5,800,000
上記以外の退職手当		一般退職所得控除額	5,000,000	課税退職所得金額	11,900,000
上記に対する徴収税額		特定役員退職手当	10,000,000	上記に対する税額	2,441,211
合計支給額	20,000,000	特定役員退職所得控除額	600,000	徴収税額	2,441,211

● 変更後

処理月(納付書集計用)	01月	令和04年01月25日	
一般退職金	10,000,000	所得税	2,441.21
役員退職金	10,000,000	道府県民税	476.00
支給合計	20,000,000	市区町村税	714.00
退職区分	普通	退職金(一般)	10,000.00
申告書提出	有り	差引退職控除	5,000.00
入社年月日	平成20年04月01日	退職金(短期)	
退職年月日	令和04年01月31日	短期退職控除	
退職所得の種類	自 一般・特定役員がある場合	退職金(特定)	10,000.00
支給区分	通常支給	特定退職控除	600.00
今回支給金額	20,000,000	退職所得控除額	5,800.00
上記以外の退職手当		課税退職所得金額	11,900.00
上記に対する徴収税額		上記に対する税額	2,441.21
合計支給額	20,000,000	徴収税額	2,441.21

「退職金明細書の入力の流れ」

A社から退職手当を受けている社員に、同一年中にB社からも退職手当を支給するときの、B社の退職金明細書の作成方法

- ・ A社…一般退職 H10.4.1～R4.3.31 10,000,000円
- ・ B社…短期退職 R1.5.1～R4.11.30 5,000,000円

(1)B社の退職金について、退職金額と入社・退職年月日を入力します。

処理月(納付書集計用)	11月	令和04年11月25日	
B社退職金	5,000,000	所得税	
退職区分	普通	道府県民税	
申告書提出	有り	市区町村税	
入社年月日	令和01年05月01日	差引支給額	5,000,000
退職年月日	令和04年11月30日	退職金(一般)	5,000,000
		差引退職控除	0

(2)退職所得の種類と支給区分を入力します。

- ・退職所得の種類は A 社が一般、B 社が短期のため、「一般・短期がある場合」を選択
- ・支給区分は他からの異なる 2 社の支給のため、「他から支給（当年中）」を選択

処理月(納付書集計用)	11月支給日(納付書集計用)		令和04年11月25日	
B社退職金	5,000,000	控除項目:	所得税	
			道府県民税	
			市区町村税	
支給合計	5,000,000	課税退職所得	差引支給額	5,000,000
退職区分	普通	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額	
申告書提出	有り	自 平成10年04月01日	自	
入社年月日	令和01年05月01日	至 令和04年11月30日	至	
退職年月日	令和04年11月30日	25年	10,500,000	退職金(一般) 5,000,000
		短期退職 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	差引退職控除 0
退職所得の種類	一般・短期がある場合	自 令和01年05月01日	自	
		至 令和04年11月30日	至	
支給区分	他から支給(当年中)	04年	年	退職金(短期) 5,000,000
				短期退職控除 0

(3)A 社、B 社の入社・退職年月日と、B 社の退職金を「退職金（短期）」に入力します。

* 期間の入力のポイント *

その年に 2 以上の退職手当等がある場合の勤続年数は、「最も長い期間+最も長い期間と重複していない期間」で計算します。

- ・最も長い期間=A 社の 24 年 (H10.4.1~R4.3.31)
- ・最も長い期間と重複していない期間=B 社のうち (R4.4.1~R4.11.30)
- ・勤続年数=**H10.4.1~R4.11.30 の 25 年** →これを一般退職の期間に入力します。

処理月(納付書集計用)	11月支給日(納付書集計用)		令和04年11月25日	
B社退職金	5,000,000	控除項目:	所得税	
			道府県民税	
			市区町村税	
支給合計	5,000,000	課税退職所得	差引支給額	5,000,000
退職区分	普通	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額	
申告書提出	有り	自 平成10年04月01日	自	
入社年月日	令和01年05月01日	至 令和04年11月30日	至	
退職年月日	令和04年11月30日	25年	9,900,000	退職金(一般) 5,000,000
		短期退職 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	差引退職控除 9,900,000
退職所得の種類	一般・短期がある場合	自 令和01年05月01日	自	
		至 令和04年11月30日	至	
支給区分	他から支給(当年中)	04年	年	退職金(短期) 5,000,000
				短期退職控除 1,000,000

(4)一般・短期 重複年数を入力します。

処理月(納付書集計用)	11月支給日(納付書集計用)		令和04年11月25日	
B社退職金	5,000,000	控除項目:	所得税	
			道府県民税	
			市区町村税	
支給合計	5,000,000	課税退職所得	差引支給額	5,000,000
退職区分	普通	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額	
申告書提出	有り	自 平成10年04月01日	自	
入社年月日	令和01年05月01日	至 令和04年11月30日	至	
退職年月日	令和04年11月30日	25年	10,500,000	退職金(一般) 10,500,000
		短期退職 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	
退職所得の種類	一般・短期がある場合	自 令和01年05月01日	自	
		至 令和04年11月30日	至	
支給区分	他から支給(当年中)	04年	年	退職金(短期) 5,000,000
				短期退職控除 1,000,000
		特定役員 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	
		自	自	
		至	至	
				退職金(特定) 0
				特定退職控除 0
		一般・短期 重複年数	一般・特定役員 重複年数	短期・特定役員 重複年数
		自 令和01年05月01日	自	自
		至 令和04年03月31日	至	至
		03年		

(5)上記以外手当内訳 一般に A 社の退職金を入力して完了となります。

処理月(納付書集計用)	11月支給日(納付書集計用)		令和04年11月25日	
B社退職金	5,000,000	控除項目:	所得税	278,222
			道府県民税	
			市区町村税	
支給合計	5,000,000	課税退職所得	3,500,000	差引支給額 4,721,778
退職区分	普通	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額	
申告書提出	有り	自 平成10年04月01日	自	
入社年月日	令和01年05月01日	至 令和04年11月30日	至	
退職年月日	令和04年11月30日	25年	10,500,000	退職金(一般) 10,500,000
		短期退職 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	
退職所得の種類	一般・短期がある場合	自 令和01年05月01日	自	
		至 令和04年11月30日	至	
支給区分	他から支給(当年中)	04年	年	退職金(短期) 5,000,000
				短期退職控除 1,000,000
		特定役員 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	
		自	自	
		至	至	
				退職金(特定) 0
				特定退職控除 0
		一般・短期 重複年数	一般・特定役員 重複年数	短期・特定役員 重複年数
		自 令和01年05月01日	自	自
		至 令和04年03月31日	至	至
		03年		
今回支給金額	5,000,000	上記以外手当内訳 一般	10,000,000	退職所得控除額 11,500,000
上記以外の退職手当	10,000,000	短期(300万以下)		課税退職所得金額 3,500,000
上記に対する徴収税額		短期(300万超)		上記に対する税額 278,222
合計支給額	15,000,000	特定役員		徴収税額 278,222

- ④F4 プレビュー、F5 印刷を行う際、一人分・一人分封筒用の「連絡欄選択」について、以下のケースで選択欄にチェックのない状態になるよう変更しました。
- ・連絡欄設定を個人選択で処理終了し、次回起動したとき。
 - ・出力社員選択が未選択で、連絡欄設定の会社共通から個人選択に切り替えたとき。
 - ・異なる連絡欄を設定している複数の社員について出力社員選択で指定したとき。

I. 年末調整／給与支払報告書 (Pro IIのみ)

1) 給与支払報告書 (総括表)

①様式の変更に伴い、総括表 (入力) 画面を変更しました。

- ・「特別徴収税額の払い込みを希望する金融機関」「前年度分の特別徴収義務者指定番号」を削除しました。
 - ・「会計事務所等の名称 (Home)」から「関与税理士等の氏名 所在地 電話番号 (Home)」に変更しました。また、関西タイプに合わせ「所在地」を新設しました。
- 従来

給与の支払期間	令和 03年01月 分から 12月 分まで	提出日	年月日
個人番号又は法人番号	- - - - -	事業種目	
フリガナ	アサヒシヤウ	受給者総人数	0 人
給与支払者の名称	青森商事	提出市区町村数	1
代表者の氏名	青森商事	報告人	特別徴収 在職 0 人
フリガナ	アサヒシヤウ	普通徴収 退職 0 人	
同上の所在地	青森市堂沢	その他 0 人	
郵便番号	030-0957 電話 0177777777	計	0 人
特別徴収関係先		住民税を特別徴収する場合 納入書の送付は必要ですか	
代表者役職名	代表取締役	所轄税務署	青森 税務署
代表者名	青森 太郎	給与の支払の方法	
経理責任者氏名		特別徴収税額の 払い込みを希望する金融機関	(名称) (所在地) (Home)
連絡先の氏名	(所属) (フリガナ) (氏名)	前年度分の特別徴収義務者指定番号	
連絡先の電話番号	番 内線 番		
会計事務所等の名称 (Home)	電話		

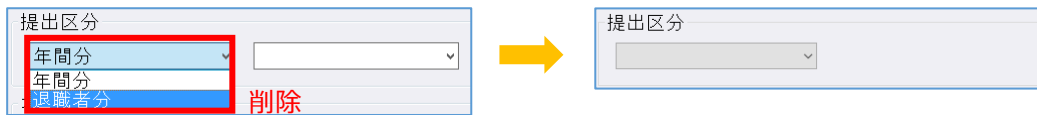
削除

●変更後

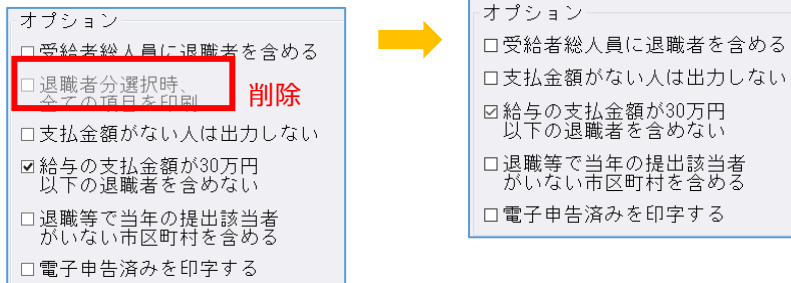
給与の支払期間	令和 03年01月 分から 12月 分まで	提出日	04年01月11日
個人番号又は法人番号	7 - 1234 - 5678 - 9012	事業種目	農林水産業
フリガナ	ホウダクノカキ	受給者総人数	6 人
給与支払者の名称	北海道園芸(株)	提出市区町村数	4
代表者の氏名	札幌支社	報告人	特別徴収 在職 0 人
フリガナ	ホウダクノカキ	普通徴収 退職 0 人	
同上の所在地	札幌市北区北十一条西五丁目 1234号	その他 0 人	
郵便番号	001-0011 電話 011-222-3333	計	0 人
特別徴収関係先	札幌市北区北十二条西 サッポロビル	所轄税務署	札幌中 税務署
代表者役職名	代表取締役	給与の支払の方法	銀行振込 25日
代表者名	北海道 太郎	納入書の送付	必要
経理責任者氏名	経理 二郎		
連絡先の氏名	(所属) 経理部	関与税理士等の氏名	青森 太郎
連絡先の電話番号	(フリガナ) ホウダクノカキ	(Home)	所在地 大阪市天王寺区上本町
	(氏名) 北海道 花子	電話番号	06-6666-7777
	番 内線 番		

②総括表（印刷）画面を、総括表（入力）画面の変更に伴い、以下のように変更しました。

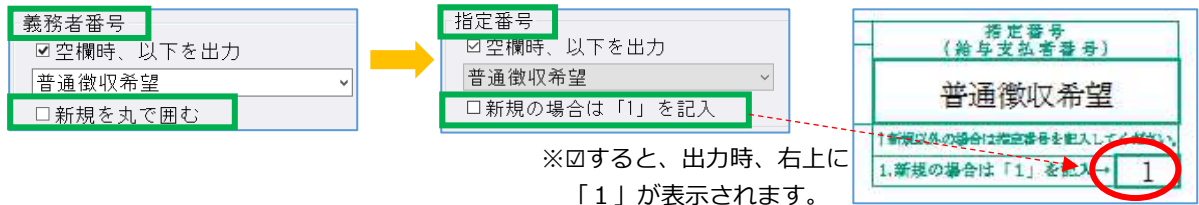
- 提出区分のうち「年間分、退職者分」の選択を削除しました。
（関東タイプ、関西タイプともに様式から項目が削除されたため。）



- 提出区分の選択肢の削除に伴い、オプションから「退職者分選択時、全ての項目を印刷」を削除しました。



- 「義務者番号」を「指定番号」に変更しました。
- 関西タイプでは、指定番号の「新規を丸で囲む」を「新規の場合は「1」を記入」に変更しました。



- 出力を、各々改正様式に合わせて変更しました。

●関東タイプ



● 関西タイプ

④ 給与支払報告書 (総括表)

札幌市 長

受給者番号 112233

提出日 令和 4 年 1 月 25 日

給与支払期間 令和 3 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

給与支払者の個人番号又は法人番号 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

フリガナ カニヤマシゲオ

事業種目 農林水産業

給与支払者の名称又は氏名 上本町園芸(株)

受給者総人員 6

特別徴収 2

普通徴収 2

特別徴収関係 2

代表取締役 大原 太郎

所轄教育者 天王寺

連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 大原 花子

給与税種上等の氏名、所在地及び電話番号 青森 太郎

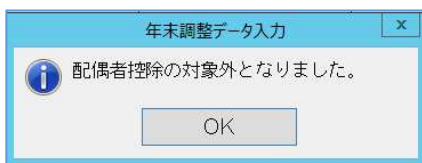
注) 給与支払報告書(個人別明細書)につけて 1月31日までに提出してください。

修正

I. 給与・賞与／入力・出力

1) 給与・賞与／年末調整データ入力 (Pro II は年末調整タブから同様の処理が可能)

- ① 給与と収入が 1,000 万円を超えている社員の控除入力タブを開くと、配偶者控除を対象外に変更する旨のメッセージが出て区分が変わっていたのを修正しました。
- ・年調時以外 (通常月) では、年調区分に関わらず、配偶者区分「一般・老配」の配偶者の情報が登録されていると、上記メッセージが出て「対象外」に変わっていました。
- ・年調時では、年調区分が「年調しない」の社員において、現象が起きていました。



※ご注意※

配偶者区分の変更が伴う不具合です。通常月の給与計算には影響しませんが、年調時の扶養控除額の計算に影響があります。通常月で区分変更してしまった社員につきましては、お手数ですがご確認いただきますようお願いいたします。(年調時は「年調しない」社員のみ現象のため、年調計算に影響はありませんが、区分の変更はされております。)

2) 退職金明細書

- ① 「前の退職手当についての勤続年数及勤続年数に応ずる控除の金額」（従前のプログラムでは「左の勤続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及勤続年数に応ずる控除の金額」）の年数について、誤った年が算出されるケースがあったため修正しました。

※令和4年以降マスターが対象です。

現象の例：自)平成25年4月1日 至)平成29年3月31日(ちょうど4年)のとき

勤続年数及び勤続年数に応ずる控除の金額		左の勤続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及勤続年数に応ずる控除の金額		差引退職所得控除額
自	平成20年04月01日	自	平成25年04月01日	
至	令和03年12月31日	至	平成29年03月31日	
14年	5,600,000	03年	1,200,000	4,400,000

「勤続年数及び勤続年数に応ずる控除の金額」は13年8か月のため、切り上げて14年。

「左の勤続年数に～控除の金額」の年数はちょうど4年だが、切り捨てられて3年。

「差引退職所得控除額」は、 $5,600,000 - 1,200,000 = 4,400,000$ が正しいが、4,400,000円となっていました。

II. 給与・賞与/出力

1) 出力処理/社会保険チェックリスト

- ①前年又は当年過去月に一度、(1)在職区分「当月退職、既退職、継続雇用」及び(2)退職年月日の双方を入力されていた社員が、「当月退職者」になると、子育て拠出金が計算されなかった(当該欄に出力されなかった)のを修正しました。

●修正前

個人コード 氏名	働保等級 標準報酬月額	厚年等級 標準報酬月額	総保険料				本人負担						
			内基本料 内特定料 内介護料 健康保険料	厚生年金	基金掛金	子育て拠出金	保険料合計	内基本料 内特定料 内介護料 健康保険料	厚生年金	基金掛金	本人負担合計	専業主負担	
000001 当月上限	[5] 99,000	[2] 99,000	(64,500/1000) (34,300/1000) (17,900/1000) (118,700/1000)	(182,000/1000)		(2,500/1000)		(32,250/1000) (17,150/1000) (8,950/1000) (58,350/1000)	(91,500/1000)			13,850	13,808.40



●修正後

個人コード 氏名	働保等級 標準報酬月額	厚年等級 標準報酬月額	総保険料				本人負担						
			内基本料 内特定料 内介護料 健康保険料	厚生年金	基金掛金	子育て拠出金	保険料合計	内基本料 内特定料 内介護料 健康保険料	厚生年金	基金掛金	本人負担合計	専業主負担	
000001 当月上限	[5] 99,000	[2] 99,000	(64,500/1000) (34,300/1000) (17,900/1000) (118,700/1000)	(182,000/1000)		(2,500/1000)	384.80	(32,250/1000) (17,150/1000) (8,950/1000) (58,350/1000)	(91,500/1000)			13,850	14,181.20

以上